

# 芸術文化人材データベース活用奨励金支給要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、芸術文化人材データベース活用奨励金(以下「奨励金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 芸術文化人材データベースを活用する団体に奨励金を支給することにより、芸術文化人材データベースの利活用を促進し、文化芸術に溢れるまちづくりを目指すこととする。

## (定義)

第3条 この要綱において、「芸術文化人材データベース」とは、公益財団法人福井県文化振興事業団(以下「事業団」という。)が運営する人材バンクのことをいう。

## (支給対象者)

第4条 支給対象者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 福井県内に活動拠点を置く団体(地方公共団体を除く。)であること。
- (2) 対象事業を主催する団体であること。
- (3) 当該申請対象の芸術文化人材データベース登録者(以下「登録者」という。)の活用が初めての団体であること。
- (4) 当該登録者が団体の所属員でないこと。
- (5) 宗教もしくは政治活動を主たる目的とする団体または暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

## (支給対象事業)

第5条 支給対象となる事業は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 対象事業を主催する団体が、事業団ホームページ内「芸術文化人材データベース」ページ上にあるコンタクトフォームを使用して登録者に連絡を取り、当該登録者を催事等において活用した上で、謝礼の支払いが行われる事業であること。
- (2) 福井県内で開催される事業であること。
- (3) 福井県または事業団が共催または協力する事業でないこと。
- (4) 同じ事業で福井県の補助金、助成金等を受給していないこと。
- (5) 宗教または政治活動を主たる目的とする事業でないこと。
- (6) 公序良俗に反するまたはその恐れがある事業でないこと。

## (支給額)

第6条 奨励金の支給額は、20,000円とする。なお、奨励金の支給は予算の範囲内とする。

2 奨励金の支給は、1団体につき当該年度内に1回限りとする。

#### (支給申請)

第7条 奨励金の支給を受けようとする団体は、「芸術文化人材データベース活用奨励金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)(様式第1号)および次の各号に定める必要書類を添えて、事業開始30日前までに事業団に提出するものとする。

- (1) 支給申請に係る確認書
- (2) 団体名簿
- (3) その他参考資料

#### (支給決定)

第8条 事業団は、前条に規定する支給申請書の提出を受けた後、内容の確認を行い、奨励金支給の決定をしたときは、「芸術文化人材データベース活用奨励金支給決定通知書」(様式第2号)により、申請団体に通知するものとする。

#### (事業計画の変更)

第9条 支給対象団体は、第7条により提出した事業計画の変更または中止を決定したときは、「芸術文化人材データベース活用奨励金事業計画変更届」(様式第3号)を事業団に提出しなければならない。なお、第5条に定める条件を満たさなくなつたと認められるときは、「芸術文化人材データベース活用奨励金支給決定取消通知書」(様式第4号)により、支給対象団体に対して支給決定を取り消すものとする。

#### (実績報告)

第10条 支給対象団体は、支給申請書の事業が終了次第、「芸術文化人材データベース活用奨励金実績報告書兼請求書」(以下「実績報告書兼請求書」という。)(様式第5号)および次の各号に定める必要書類を添えて、事業終了後30日以内または当該年度の3月15日のいずれか早い日までに事業団に提出するものとする。

- (1) 事業実績概要
- (2) 登録者への謝礼支払に係る振込書または領収書等の写し
- (3) その他参考資料

#### (奨励金の交付)

第11条 事業団は、実績報告書兼請求書の提出を受けた後、30日以内に奨励金を支払うものとする。

#### (奨励金の返還)

第12条 事業団は、奨励金の支給を受けた団体が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認めるときは、「芸術文化人材データベース活用奨励金支給決定取消・返還通知書」(様式第6号)により、当該団体に対して支給決定を取り消し、支給額全額を返還させるものとする。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人福井県文化振興事業団  
理事長 八木 誠一郎 様

団体所在地  
申請団体名  
代表者役職・氏名

芸術文化人材データベース活用奨励金支給申請書

芸術文化人材データベース活用奨励金の支給を受けたいので、芸術文化人材データベース活用奨励金支給要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業概要

項目	内 容
事業名	
目的	
開催日時	
開催場所	
内容	
参加者数（予定）	
芸術文化人材データベース の登録者名	
申請団体の主な活動	

2 申請金額

20,000円

3 添付書類

- (1) 支給申請に係る確認書（別紙）
- (2) 団体名簿
- (3) その他参考資料（事業概要書、チラシ等）

※事業開始の30日前までに提出してください。

## 支給申請に係る確認書

芸術文化人材データベース活用奨励金の支給を受けたいので、下記について誓約の上、芸術文化人材データベース活用奨励金支給要綱第7条の規定に基づき、申請します。

### 記

- 1 対象事業を主催する団体です。
- 2 福井県または事業団が共催または協力する事業ではありません。
- 3 同じ事業で福井県の補助金、助成金を受給していません。
- 4 事業団ホームページ内「芸術文化人材データベース」ページ上にあるコンタクトフォームを当団体が使用し、当該登録者とのマッチングを行いました。
- 5 当団体の当該登録者の活用は初めてです。
- 6 当該登録者は当団体の所属員ではありません。
- 7 当団体から当該登録者に謝礼を支払います。 (※金額は問わない)
- 8 宗教もしくは政治活動を主たる目的とする団体もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある団体ではありません。

※奨励金の支給申請等に偽り等があった場合は、支給しないまたは支給を取り消すことがあります。

申請団体名

代表者役職・氏名

様式第2号（第8条関係）

福文事第 号  
令和 年 月 日

様

公益財団法人福井県文化振興事業団  
理事長 八木 誠一郎

芸術文化人材データベース活用奨励金支給決定通知書

令和 年 月 日付けで支給申請のあった芸術文化人材データベース活用奨励金について、次のとおり支給を決定したので、芸術文化人材データベース活用奨励金支給要綱第8条の規定に基づき、通知します。

記

支給決定額 20,000円

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人福井県文化振興事業団

理事長 八木 誠一郎 様

団体所在地

申請団体名

代表者役職・氏名

芸術文化人材データベース活用奨励金事業計画変更届

令和 年 月 日付け福文事第 号により支給決定を受けた事業について、計画を変更または中止しますので、芸術文化人材データベース活用奨励金支給要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

＜変更の場合＞

変更の理由	

変更の内容	
変更前	
変更後	

＜中止の場合＞

中止の理由	

様式第4号（第9条関係）

令和 年 月 日

様

公益財団法人福井県文化振興事業団  
理事長 八木 誠一郎

芸術文化人材データベース活用奨励金支給決定取消通知書

令和 年 月 日付け福文事第 号で支給決定の通知をした芸術文化人材データベース活用奨励金について、次のとおり支給決定を取り消すので、芸術文化人材データベース活用奨励金支給要綱第9条に基づき通知します。

記

取消理由

公益財団法人福井県文化振興事業団  
理事長 八木 誠一郎 様

団体所在地  
申請団体名  
代表者役職・氏名  
発行責任者・担当者氏名  
発行責任者・担当者連絡先

芸術文化人材データベース活用奨励金実績報告書兼請求書

令和 年 月 日付け福文事第 号により支給決定を受けた事業が完了しましたので、芸術文化人材データベース活用奨励金支給要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告し、奨励金の交付を請求します。

記

1 事業名

2 支給決定額および請求額

(支給決定額) 20,000円  
(請求額) 20,000円

3 添付書類

- (1) 事業実績概要（別紙）
- (2) 登録者への謝礼支払に係る振込書または領収書等の写し
- (3) その他参考資料（活動実績の分かる写真、新聞記事、チラシ等）

4 口座振込先

金融機関名		支店名	
口座種目	普通・当座	口座番号	
口座名義（漢字）			
口座名義（カナ）			

※通帳の写しを添付してください。

## 事業実績概要

項目	内容
事業名	
目的	
開催日時	
開催場所	
内容	
参加者数	
芸術文化人材データベース の登録者名	

様

公益財団法人福井県文化振興事業団  
理事長 八木 誠一郎

芸術文化人材データベース活用奨励金支給決定取消・返還通知書

令和 年 月 日付け福文事第 号で支給決定の通知をした芸術文化人材データベース活用奨励金について、次のとおり支給決定を取り消すので、芸術文化人材データベース活用奨励金支給要綱第12条に基づき通知します。

については、支給した奨励金全額を下記のとおり返還してください。

記

1 取消理由

2 支給した奨励金の返還期限

3 返還の方法